下呂市立国民健康保険診療所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

下呂市長　　山　内　　登

令和８年下呂市規則第70号

下呂市立国民健康保険診療所処務規則の一部を改正する規則

下呂市立国民健康保険診療所処務規則（平成16年下呂市規則第98号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（外来患者の診療受付時間及び診療日）
第２条　外来患者の診療受付時間、診療時間及び診療日（以下この項において「受付時間等」という。）は次の表のとおりとする。ただし、診療日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から翌年１月３日までは休診とする。また、診療所長（市長が任命した管理者を含む。以下同じ。）が必要と認める場合は、臨時に受付時間等を変更し、又は休診とすることができる。
<table>
<tr><th>診療所名</th><th>受付時間</th><th>診療時間</th><th>診療日</th></tr>
<tr><td colspan="4">下呂市立小坂診療所・下呂市立中原診療所の項　（略）</td></tr>
<tr><td>下呂市立馬瀬診療所</td><td>午前８時40分から午前11時30分まで</td><td>午前９時から正午まで</td><td>毎週月曜日及び木曜日</td></tr>
</table></td><td>（外来患者の診療受付時間及び診療日）
第２条　外来患者の診療受付時間、診療時間及び診療日（以下この項において「受付時間等」という。）は次の表のとおりとする。ただし、診療日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から翌年１月３日までは休診とする。また、診療所長（市長が任命した管理者を含む。以下同じ。）が必要と認める場合は、臨時に受付時間等を変更し、又は休診とすることができる。
<table>
<tr><th>診療所名</th><th>受付時間</th><th>診療時間</th><th>診療日</th></tr>
<tr><td colspan="4">下呂市立小坂診療所・下呂市立中原診療所の項　（略）</td></tr>
<tr><td>下呂市立馬瀬診療所</td><td>午前８時40分から午前11時30分まで</td><td>午前９時から正午まで</td><td>毎週月曜日及び金曜日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改　正　後	改　正　前
2・3　（略）	2・3　（略）
（職員） 第4条　（略） 2　その他の職員は、それぞれの上司の命を受け処務に従事する。	（職員） 第4条　（略） 2　その他の職員は、それぞれの上司の命を受け所務に従事する。
（受診の手続） 第5条　診察を受けようとする者は、本人又は保護者が申出て社会保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者であることを証明するものを、公費負担医療の受給者は受給者証等を提示しなければならない。 2　（略）	（受診の手続） 第5条　診察を受けようとする者は、本人又は保護者が申し出て社会保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者であることを証明するものを、公費負担医療の受給者は受給者証等を提示しなければならない。 2　（略）
（入所の手続） 第6条　（略） 2　（略） 3　前項の連帯保証人がその資格を欠いたとき、又は小坂診療所長が不適当と認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。	（入所の手続） 第6条　（略） 2　（略） 3　前項の連帯保証人がその資格を欠き又は小坂診療所長が不適当と認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。
（入所等の規制） 第9条　小坂診療所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。 （1）　（略） （2）　入所患者が診療所に関する法律に反し、又は職員の指示に従わず、小坂診療所	（入所等の規制） 第9条　小坂診療所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。 （1）　（略） （2）　入所患者が診療所に関する法律に反し、又は職員の指示に従わず、診療所の運

改　正　後	改　正　前
の運営に大きな支障が生じると認められる場合	営に大きな支障が生じると認められる場合
（３）　（略）	（３）　（略）
２　小坂診療所長は、付添人その他これに類する者のうち、小坂診療所の運営に大きな支障が生じると認められる行為を行うと認めた者に対して、退去を命ずることができる。	２　小坂診療所長は、付添人その他これに類する者のうち、診療所の運営に大きな支障が生じると認められる行為を行うと認めた者に対して、退去を命ずることができる。
３　（略）	３　（略）
（待機当直勤務者の任務）	（待機当直勤務者の任務）
第12条　第10条に規定する小坂診療所の待機当直者の任務は、小坂診療所の携帯電話を所持し、小坂診療所夜間勤務者等からの問い合わせに対応し、必要に応じて小坂診療所等で勤務を行うものとする。	第12条　第７条に規定する小坂診療所の待機当直者の任務は、小坂診療所の携帯電話を所持し、小坂診療所夜間勤務者等からの問い合わせに対応し、必要に応じて小坂診療所等で勤務を行うものとする。
２　（略）	２　（略）
（委員会等）	（委員会等）
第14条　診療所の業務を円滑に行うため、次に掲げる委員会等を置く。ただし、中原診療所及び馬瀬診療所については、小坂診療所の委員会等が兼務できるものとする。	第14条　診療所の業務を円滑に行うため、次に掲げる委員会等を置く。ただし、下呂市立中原診療所及び馬瀬診療所については、小坂診療所の委員会等が兼務できるものとする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。